

日程第19 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて）

○議長（中西峰雄君）日程第19 承認第1号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第20 承認第2号 専決処分事項の承認について（土地の処分の変更について）

○議長（中西峰雄君）日程第20 承認第2号 専決処分事項の承認について（土地の処分の変更について）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第2号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分事項の承認について（土地の処分の変更について）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

日程第21 承認第3号 専決処分事項の承認について（土地の処分について）

○議長（中西峰雄君）日程第21 承認第3号 専決処分事項の承認について（土地の処分について）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分事項の承認について（土地の処分について）を採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

日程第22 承認第4号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて）と日程第23 承認第5号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることにつ

て）

○議長（中西峰雄君）日程第22 承認第4号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて）と日程第23 承認第5号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて）の2件を一括議題といたします。

これより2件一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）これは、被害者っていうかな、債権者が夫婦だと思うんですけどね。こういう場合には、具体的にどういう処理が行われているか。つまり、こちらは大破している。こちらの部分については、向こうの、相手方の保険で補われると。相手方の損害は、こっちの保険で補われるということになりますよね。それで、向こうから損害保険の填補される場合に、こっちが、両方合わせて約200万円の損害賠償だということは、相当こちらに大きな過失があったんですか。こういう場合には、求償というのは、どういうふうに行われるんですかね。つまり国家賠償法第1条第2項では、故意または重大な過失があったときは、国または公共団体は、その公務員に対して求償権を有すると、こういうふうになっているんですけども、橋本市の場合は、どういう扱いに、具体的にはこの事件についてどういうふう処理されているんですか。

○議長（中西峰雄君）消防長。

○消防長（神谷重廣君）事件のこの件についてご回答申し上げます。

これにつきましては、うちの職員がクレーンの資格を有する講習会に参加した際に、かつらぎ町で起こした正面、出合い頭の事故で、割合としては50対50、5分5分の事故であります、出合い頭の事故でありましたので。それで、相手方には2名の同乗者がおって、2

名の方が頸部を痛めたということで、補償の対象になりました。

それで、相手方については、自動車保険には加入しておらず、また、損害額、橋本市側が物損で42万5,750円、相手方の物損が16万2,675円となり、先ほど述べましたように賠償割合が橋本市が50、相手方が50の示談を交わしました。それで、相手方から橋本市に50、50の割合ですので、13万1,535円の実費での支払いが生じました。相手側からうちのほうに、橋本市側に。そのため、相手側の支払いの意思があるうちに示談を締結しないと賠償金の徴収ができないということで、急いで締結を結んだわけでありませう。

そして、11月22日に示談が終了しております。そして、今回の賠償金額、高額になっておりますのは、相手方が負傷したために治療費と医療費と、それと相手方の車の損害額ということで88万3,153円となっております。

そして、5件目の件については、同乗者の負傷額であります。これについては、医療費と休業補償費、慰謝料が含まれております。といいますのは、これにつきましては自動車損害賠償保険のほうからの支払いであります。治療費と医療費、これが運転手、その方については頸部損傷でしたけれども、仕事には従事できましたので休業補償はついておりません。同乗者については、仕事が主婦でしたので、それについては自賠責のほうから休業補償が出ると、上限が120万円までは出るということでもあります。この自賠責保険にありましては、被害者救済を目的としておりますので、示談交渉なくとも被害者請求として自賠責保険のほうから被害者1人について上限120万円までが出るようになっております。よって、今回、議案として提案している賠償金額となっておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）議長より申し上げたいと思います。

4番議員は、本件事項について事故を起こした公務員に対する求償はどうなっているんだというただしがありましたので、答弁願います。

消防長。

○消防長（神谷重廣君）職員については、注意は十分しておりますけれども、それ以外のものは求めておりません。

以上です。

○議長（中西峰雄君）よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております承認第4号と承認第5号の2件については、委員会の付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより2件一括して討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西峰雄君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて）と承認第5号 専決処分事項の承認について（和解に係る損害賠償の額を定めることについて）の2件を一括して採決いたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中西峰雄君)ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号と承認第5号の2件については承認することに決しました。